入札説明書

「令和３年度就職支援セミナー事業」の調達に関わる入札公告（令和３年２月１６日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長　浦橋　武

２　調達内容

（１）調達案件

令和３年度就職支援セミナー事業

（２）調達案件の仕様

別添仕様書のとおり。

（３）契約期間

契約日から令和４年３月３１日（木）

（４）履行場所

別添仕様書のとおり。

（５）入札方法

入札金額は総価とする。また、落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

（６）入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第２９条の４、第２９条の９、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７２条第１項、第７７条第２号及び第１００条の３第３号）。

３　競争参加資格

（１）予決令第７０条及び第７１条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者。

イ　以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

（ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（キ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（２）令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札に参加する対象地区における「役務の提供等」でＢ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。

（３）次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

ア　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ　経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

（４）労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。）。

（５）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（６）次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第１９３条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア　入札書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。

イ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ　入札書提出時において、過去３年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

（７）本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。

（８）就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。）に係る実績を過去３年以上有する者であること。

（９）開札後の茨城労働局職業安定部職業安定課及び公共職業安定所担当者との事前打合せには、事業担当者とともに、講師及び補助員等が出席できること。

（10）就職支援セミナーの講師については、キャリア・コンサルタント等の資格保持者として十分に専門的と認められる者又は企業の人事労務管理経験者等でこれと同等以上と認められる者等、就職支援の専門的な知識・経験を有する者であること。

（11）上記(10)の講師については、同日複数の場所で就職支援セミナーを開催することも考えられることから常時２名以上派遣出来る体制があること。

（12）当該役務の提供にかかる迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ本契約を履行するための体制（個人情報保護に関する措置を含む）を有すること。

４　照会先

（１）入札書等の提出、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒３１０－８５１１　水戸市宮町１丁目８番３１号

茨城労働局総務部総務課会計第２係（４階）　担当　松田

電話　０２９-２２４-６２１１（内線１２１）

（２）入札説明書の交付及び仕様書に関する問い合わせ先

入札説明書及び仕様書については、茨城労働局ホームページ

（https://jsite.mhlw.go.jp/ ibaraki-roudoukyoku/home.html）

[で入手す](http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp）　　　　　　　　で入手す)ること。（無償で配布。事前連絡は不要。）

〒３１０－８５１１　水戸市宮町１丁目８番３１号

茨城労働局職業安定部職業安定課（７階）　担当　黒川

電話　０２９-２２４-６２１８（内線３１８）

（３）問い合わせの受付期間

令和３年２月１６日（火）～令和３年３月１２日（金）１６時

５　入札説明会の日時及び場所

　　入札説明会は開催しないため、事業内容等の質問等については、上記４を踏まえて、問い合わせること。

６　入札書の提出場所等

（１）入札書の提出方法

ア　入札書は別紙１の様式により作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和３年３月１８日（木）開札『令和３年度就職支援セミナー事業』の入札書在中」と朱書きし、令和３年３月１６日（火）１６時００分（必着）までに上記４（１）へ提出しなければならない。

再度入札をする場合は、別途、入札日を連絡するものとする。封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書かわかるようにすること。

イ　原則、郵送での提出のみ認める。

ウ　入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

（２）入札の無効

ア　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ　別紙３及び別紙４の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（３）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

７　開札

（１）開札の日時

令和３年３月１８日（木）１３時３０分

当日の立ち会いは不要とし、開札の結果は電話等で連絡する。また、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

（２）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を郵送にて提出しておくこと。

８　その他

（１）本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、令和３年３月１６日（火）１６時００分（必着）までに別紙２により令和01・02・03（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し等を上記４（１）まで提出すること。

（３）落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

ア　本入札説明書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当局が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（４）契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、落札者からの落札額の内訳（請負金額内訳明細書）の提出後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案２通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記のイの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ　契約締結後、局は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

カ　令和3年度予算が令和3年4月1日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等について別途協議することとする。

（５）支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

○　様式等

　　別紙１　入札書作成様式

別紙２　競争参加資格等確認関係書類

別紙３　競争参加資格に関する誓約書

別紙４　暴力団等に該当しない旨の誓約書

別添１　令和３年度就職支援セミナー事業に関する仕様書

別添２　令和３年度就職支援セミナー事業委託要綱

別紙１

# 入札書

￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－

案件名：「令和３年度就職支援セミナー事業」

上記のとおり入札説明書を承諾のうえ入札いたします。

令和　　年　　月　　日

住　所

商　号

代表者

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長　　殿

別紙２

# 競争参加資格等確認関係書類

１　提出書類

（１）令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札に参加する対象地区における「役務の提供等」でＢ、Ｃ又はＤ等級　であることを証明する書類：厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知　書（全省庁統一資格）の写し

（２）以下の直近2年間の保険料の領収書の写し（①②ともに必須。ただし②についてはいずれか）

①労働保険

②厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金

（３）誓約書（別紙３及び別紙４）及び添付書類

（４）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく令和２年の障害者雇用状況報告書の写し。法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（障害者雇入れ計画の作成命令を受けていない場合は、現在の状況について障害者雇用状況報告に準じた文書。なお法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを示す書類）。ただし、常用労働者数が４５人以下の事業主については様式１。

（５）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づく令和２年の高年齢者雇用状況報告書の写し。令和２年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の場合は、高年齢者雇用確保措置を定め、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し（適法に就業規則を提出していない場合にあっては、高年齢者雇用確保措置を講じていることを示す書類）。

（６）関係会社（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第１９３条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（様式２）

２　提出期限　　令和３年３月１６日（火）１６時００分（必着）

（様式１）

障害者の雇用状況に関する報告書

　令和３年度就職支援セミナー事業に係る入札に参加するに当たり、令和２年６月１日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

令和　　年　　月　　日

　支出負担行為担当官

　厚生労働省職業安定局雇用保険課長　殿



注１　対象年の３年前の６月２日以降に雇い入れられた者であること。

注２　対象年の３年前の６月２日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

注３ 上記に該当する場合であっても、次の点に留意すること。

　　①　精神障害者が退職した場合であって、その退職後３年以内に、退職元の事業主と同じ事業主（※）に再雇用さ

れた場合は、特例の対象とはならないこと。

※　退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けてい

る場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなす。

　　②　療育手帳を交付されている者又は判定機関により知的障害があると判定されていた者が、雇入れ後、発達障

　　　害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日又は当該判定機関による判定の日

を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなすこと。

（様式２）

**関係会社一覧表**

１．一般競争参加事業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フ リ ガ ナ  商号又は名称 | フ リ ガ ナ  代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|  |  |  |

２．関係会社

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フ リ ガ ナ  商号又は名称 | フ リ ガ ナ  代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（記載上の注意）

　「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

別紙３

**競争参加資格に関する誓約書**

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

２　入札書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。

３　入札書提出時において、過去３年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

４　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

５　前記１から３について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所

　　　　商号又は名称

　　　　　代表者氏名

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長　殿

別紙４

**誓　約　書**

□　私

□　当社　は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者。

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和　　年　　月　　日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

【添付書類の参考様式】

**役 員 等 名 簿**

法人（個人）名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | （フリガナ） | 生年月日 |
| 氏名 |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |